

滋賀県プラスチックごみ・食品ロス削減等
実践取組モデル事業補助金

募 集 要 領

令和7年(2025 年)4月
滋賀県循環社会推進課

滋賀県プラスチックごみ・食品ロス削減等実践取組モデル事業補助金について

滋賀県プラスチックごみ・食品ロス削減等実践取組モデル事業補助金(以下「補助金」という。)は、循環型社会の形成およびCO2ネットゼロ社会づくりの推進に寄与するとともに、プラスチックごみおよび食品ロス削減等ごみの減量に資する県民等の自主的な活動を促進するため、他の模範となる取組となり全県的に拡大・展開が期待できる活動等に対し、助成を行うことを目的としています。

当補助金は、滋賀県プラスチックごみ・食品ロス削減等実践取組モデル事業補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)に基づき行う事業です。

【受付期間】

令和7年4月22日(火)～随時募集

※随時募集および審査を行う予定ですが、予算額に達した場合などは締め切ります。

【提出方法】

メール、郵送、窓口への持参のいずれかの方法で提出してください。

※提出確認のため、メールおよび郵送にて提出頂いた際は、お電話にてご連絡ください。

【提出先および問い合わせ先】

滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課 サーキュラーエコノミー推進係

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 滋賀県庁本館4階

TEL 077-528-3472

メール df00530@pref.shiga.lg.jp

1 補助対象者

補助金の交付の対象者は、プラスチックごみおよび食品ロス削減等ごみの減量に資する自主的な活動を行う団体のうち、次に掲げる要件を満たしていることが必要です。ただし、政治活動、宗教活動を目的とする団体は、対象外です。

※令和5年度要綱改正で、営利法人(企業等)も対象になりました。

- (1)主として県内で1年以上活動し、実績を有する団体であること。
- (2)定款、寄附行為または規約等を有し、団体としての意思決定により事業執行ができること。
- (3)独立した経理の機能が確立していること。
- (4)代表者が明らかであること。
- (5)本社、事業所および事務所を県内に有すること。
- (6)滋賀県補助金等交付規則第4条第2項各号のいずれにも該当するものでないこと。
- (7)県税、消費税等に未納がないこと。

2 補助対象事業

(1)次に掲げる要件を満たす事業が対象です。

ア 滋賀県内で行われる事業であって、「プラスチックごみ削減」および「食品ロス削減」等ごみの減量につながり、成果が他者の参考となり、波及効果や環境意識の醸成が期待されるもので、以下の①から⑥に掲げる活動を全て満たすもの。

- ①先駆的であり、全県的なモデルとして波及効果のある活動
- ②県民等の意識向上に繋がる活動
- ③多様な主体との連携により相乗効果を上げる活動
- ④県民等へのごみ削減の実践的な取組を促す活動
- ⑤一時的なものではなく持続可能な活動
- ⑥ごみ削減およびCO₂削減効果のある活動

イ 事業に伴う広報(チラシ、ポスターおよび成果報告等)を行う際には、補助金により助成を受けていることを表示できること。

【表示例】

- ・「本事業は、滋賀県プラスチックごみ・食品ロス削減等実践取組モデル事業補助金の助成を受けています。」
- ・「助成：滋賀県(滋賀県プラスチックごみ・食品ロス削減等実践取組モデル事業補助金)」

(2)次に掲げる事項に該当する場合は、対象となりません。

ア 国又は地方公共団体等から補助金を受けるもの。(民間団体等からの補助金は除く。)

イ 補助事業者が事業の実施主体(主催)となっていないもの。

ウ 補助事業者の組織の運営・維持を目的とするもの。

エ 過去3年間に於いて本補助事業に採択された後、中止し、または廃止した事業と同様の事業(天災地変その他補助を受けようとする団体の責めに帰することのできない事由によるものと知事が認める場合は除く)。

なお、同一の団体に対する補助は、原則3回を限度とします。

※なお、事業の目的が専ら営利を追求するものなど、モデルとして相応しくない場合など、補助対象外となることがあります。

3 補助対象経費

補助の対象となる経費は、補助対象事業の実施に直接必要な次に掲げる経費(団体の管理・運営経費および備品購入費を除く。)のうち、以下の表に掲げる経費とします。

なお、交付決定日以降に事業を開始(発注等)し、採択年度の3月15日までに終了する経費のみを補助対象とします。(交付決定日前に発注等を行っている経費および翌年度に支払われる経費については、補助対象外となります。)

謝金、旅費、消耗品等の購入費(原則として1品目あたりの単価が税込み10万円未満)、印刷費、役務費、使用料及び賃借料、通信運搬費、広告宣伝費

4 補助率等

補助率は補助対象経費の2分の1以内で、補助限度額は1件当たり 10 万円以上 100 万円以下とします。なお、補助事業として採択された場合も、予算額の都合により補助額は申請額を下回る場合がありますので、ご注意ください。

5 申請手続等

(1) 申請書類

- ① 申請書類は表1のとおりとし、必要に応じ追加資料および説明を求めることがあります。なお、申請書類等の返却はしません。
- ② 書類は、原則として日本産業規格A列4番(縦用紙)を使用して作成することとし、これによりがたい場合は、日本産業規格A列3番(横用紙)を使用するものとします。
- ③ 書類等に使用する言語は日本語によることとし、通貨単位は円とします。表記は原則として横書きとしてください。

(2) 審査

- ① 申請書類等に基づき審査を行いますので、表2の審査基準を参考にして書類を作成してください。
- ② 必要に応じ書類等のみについて事前審査(書面審査)を行います。
- ③ 必要に応じてヒアリングを行います。(ヒアリングに際し、追加資料の作成をお願いする場合があります。)
- ④ 申請内容の審査は県が設置する審査会で行います。審査会は非公開で行われ、審査経過および審査結果に関するお問い合わせには応じません。

(3) 通知

審査結果(採択または不採択)について、県から申請者あてに文書でお知らせします。採択された場合は、補助金の交付に係る必要な手続きを行っていただきます。

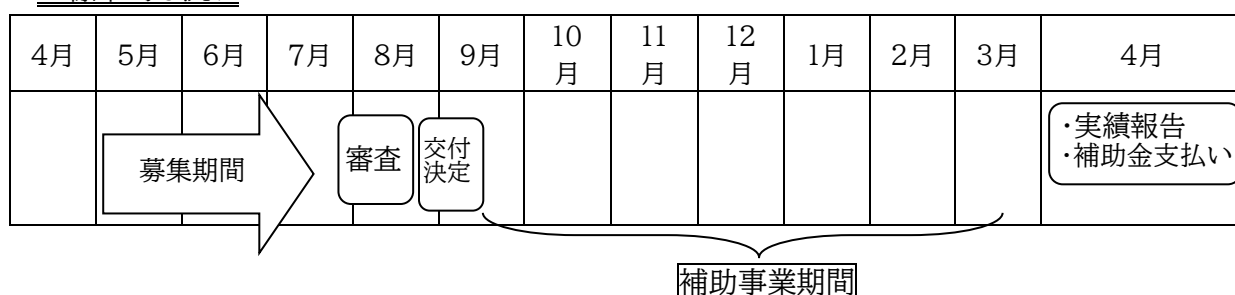
(4) 公表

採択された場合には、申請者名、住所、事業計画名、補助金額等を公表します。

6 補助事業期間等

補助事業期間は、交付決定日から採択年度の3月 15 日までとします。

※標準的な流れ



7 補助事業者の義務

補助金の交付決定を受けた場合は、交付要綱に基づき以下の条件を守っていただきます。

- (1) 交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分または内容を変更しようとする場合、もしくは補助事業を中止または廃止しようとする場合は、その旨事前に承認を得ること。ただし、事業計画および補助金の交付決定額に変更をきたさないものならびに当初の事業との同一性が認められるものである場合は、事前の承認は不要。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合または補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (3) 補助事業の完了した翌日から起算して 30 日以内または当該年度末日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出すること。
- (4) 交付申請に当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して申請すること。また、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合(消費税等仕入控除税額が0円の場合を含む)には、速やかに消費税等仕入控除税額報告書を知事に提出すること。

なお、補助金に係る消費税等仕入控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入控除税額を県に返還すること。

- (5) 交付対象事業についての収支帳簿を備え、かつ当該収入および支出等についての証拠書類等を補助事業が完了した日(補助事業の中止または廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日)の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

8 注意事項

- (1) 補助金の支払いは補助事業終了後、原則として精算払いとします。
- (2) 同一の事業内容で、国または地方公共団体等から補助金、助成金等を受けている場合は、補助対象外となります。(民間団体からの補助金は除く)
- (3) 本制度の趣旨に沿わない反社会的な行為や活動の成果が期待できないと判断された時は、直ちに補助金の交付決定を取り消します。
- (4) 原則として、補助金交付決定通知がなされるまでに、交付申請書に記載された事業に着手等した場合は、補助対象経費の対象外となりますので、ご注意ください。

9 その他

- (1) 申請書類等は、以下 URL リンク先の滋賀県ホームページからご覧いただけます。
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/haikibutsu/327279.html>

表1 申請書類

申 請 書 類
・ 補助金交付申請書 ・ 事業計画書 ・ 収支予算書 ・ 団体に関する調書 ・ 補助事業実績報告書 ・ 定款、寄附行為または規約等 ・ 役員名簿(申請者が法人の場合) ・ 暴力団等に該当しない旨の誓約書 ・ 県税に関する誓約書兼調査に関する同意書

表2 審査基準

審査項目	審査基準
一般廃棄物の発生抑制・資源化および環境負荷の低減	○滋賀県内で発生する一般廃棄物の発生抑制または資源化の効果が高いか。
	○実施される事業は、温室効果ガスの排出量等他の環境負荷の低減に資するものか。
県内への波及性	○他のモデルとなる事業であり、県内への波及効果が期待されるものであるか。
	○県民等への意識向上に繋がるものか。
	○多様な主体との連携により相乗効果を上げるものか。
	○県民等へのごみ削減の実践的な取組を促すものか。
事業執行力および事業継続力	○資金の調達能力が十分にあるか。
	○事業を遂行するために必要な技術的能力や人員体制は十分か。
	○期限内完了が見込めるか。
	○次年度以降も持続可能か。